

京労発基 1226 第 24 号の 2 の 1  
令和 6 年 12 月 26 日

関係機関・団体の長 殿

京都労働局長



令和 6 年度 京都府特定（産業別）最低賃金等の周知・広報について（ご依頼）

日頃は、労働行政の推進につきまして、格別のご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、京都府最低賃金が改定され、令和 6 年 10 月 1 日に同最低賃金の時間額が 1,058 円として発効されたところですが、同最低賃金に続き、京都府特定（産業別）最低賃金についても改定され、令和 7 年 1 月 19 日から発効することとなりました。

つきましては、同封の周知・広報用ポスターの掲示、「令和 6 年度 京都府の最低賃金一覧表」の配架・配布及びホームページや広報誌（紙）・機関誌（紙）への記事掲載等により、京都府特定（産業別）最低賃金の周知のご協力につきまして、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます（一部の関係機関・団体様につきましては、周知・広報用ポスター及び「令和 6 年度 京都府の最低賃金一覧表」のいずれかを同封していない場合もございます）。

なお、アンケートを同封しますので、お忙しいところ恐れ入りますが、メールにてご回答をよろしく願いいたします。

お問い合わせ先【京都労働局 労働基準部 賃金室】  
〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451  
TEL：075-241-3215  
mail アドレス： chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp



# 令和6年度 京都府の最低賃金一覧表

<b>京都府最低賃金</b>	時間額 <b>1,058円</b> (令和6年10月1日発効)	京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
----------------	---------------------------------------	---

次の特定(産業別)最低賃金は、日本標準産業分類による当該産業の「基幹的労働者」(適用除外の労働者を除く労働者)に適用されます。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されます。)
<b>電気機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (日本標準産業分類) E28, E29, E30, L7282(一部除く)	<b>1,074円</b> (令和7年1月19日発効)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ○主として下記業務に従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
<b>輸送用機械器具製造業</b> 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る (日本標準産業分類) E310, E311, E312, E313, E314, E315, E319(E3191を除く), E2621(一部除く), L7282(一部除く)	<b>1,076円</b> (令和7年1月19日発効)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの ○主として下記業務に従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
金属製品製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業、各種商品小売業、自動車(新車)小売業最低賃金については、京都府最低賃金を上回っていないため、令和6年10月1日から京都府最低賃金時間額(1,058円)が適用されます。		

- 備考
- ・発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
  - ・支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。
  - ・各種商品小売業の業種分類は平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいています。

- ホームページのご案内
- ・各種最低賃金の詳細
  - ・全国の最低賃金表
  - ・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援策
  - ・最低賃金関係統計情報
- などをご紹介します。  
 詳しくは右の二次元バーコードから。



○お問い合わせ  
 京都労働局労働基準部賃金室 (TEL 075-241-3215) 又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112     
 京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196     
 京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322  
 福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181     
 舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680     
 丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214  
 園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567